

令和2年9月2日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年9月2日(水)
9時00分～9時42分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地証明書について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 20名

| | |
|-----------|------------|
| 1番 宇川 傳治 | 11番 石丸 正明 |
| 2番 田 悟敏子 | 12番 谷口 修 |
| 3番 中村 重樹 | 13番 宮西 勝昇 |
| 4番 坂田 信一 | 14番 加賀 谷良雄 |
| 5番 日光 善治 | 15番 高田 太衛 |
| 6番 三輪 和雄 | 16番 碓 善秋 |
| 7番 吉江 秀一 | 17番 木村 鉄雄 |
| 8番 前田 真一郎 | 18番 沼田 吉雄 |
| 9番 西尾 和三郎 | 19番 渋谷 忠司 |
| 10番 多田 博次 | 20番 唐島 隆夫 |

欠席委員

令和2年9月2日農業委員会総会議事録

| 発 言 者 | 発 言 事 項 |
|------------|--|
| <p>会長</p> | <p>皆さん、ご苦労様です。全員お揃いですので、ただいまから始めさせていただきます。9月に入ってから大変暑い日が続いており、農作業も大変だったかと思えます。先月の新任委員研修会に、皆さんご出席いただき、大変ご苦労様でした。また、先月の常設審議委員会で、小矢部市からも提出しておりました〇〇の件についても、滞りなく審議され、良かったと思っております。また、その常設審議委員会で、今後、農地法が改正されて、トラクター等の農機具の1台毎に、道路使用許可等を国、県、市へ提出して下さいということですが、1台毎となると大変な数になるため、どうか簡素化できないかということになり、農業委員会を含めた農業団体が県知事へ簡素化のお願いを提出したとのことでした。</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会9月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名委員を指名いたします。4番の坂田委員さん、5番の日光委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第15号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第16号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>以上、2件の付議議案となっております。</p> <p>議案の説明に入ります前に、先月の総会での確認事項と農地転用に係る事務処理について事務局より説明していただきます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、8月総会でご質問がありました、譲受人が〇〇の、〇〇における農地法第5条申請の件について報告致します。別紙、申請の図面がございますのでご覧ください。まず、前回の質問内容について、大きく分けて2点あったかと思えます。1点目が、申請地の真ん中に用水路があるが、これは誰の所有で、これについて同意を得ているのかということでした。2点目は、真ん中の用水を申請地の西側に付け替えて、従前の用水については用途を廃止すると</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>いう説明を致しましたが、付け替え後の用水路について誰が管理していくのかといった質問でした。確認しましたところ、まず1点目、申請地の従前水路については、小矢部市が所有している法定外公共物です。こちらの同意については、開発行為の許可申請の際に、①開発区域内の排水処理について、雨水の排水は、敷地南東の道路側溝へ調整放流を行い、し尿及び雑排水は下水道本管へ放流すること。②開発行為の施行により従前水路の一部の用途が廃止され、西側からの水の流れを確保するため、敷地西側境界沿いに新たに水路を施工すること。但し、小矢部市に用地の帰属は行わないものとする。これらについて支障が無いということで、水路を管理している〇〇より、同意を得たものです。なお、この従前水路につきましては、市の財政課、建設課と協議をした結果、開発許可後に法定外公共物の占有申請を行うということです。占有申請後は小矢部市に、〇〇が使用料という形で支払い、許可期間が満了した時は、現状に回復することとなっております。次に2点目、付け替え後の用水路の管理については、申請者に確認をしたところ、付け替えに必要な水路の設置費用や、修理費用は〇〇が負担し、維持管理は〇〇が行うということで協議済みとのことでした。</p> <p>また、図面の左側の青い矢印については、〇〇が管理する用水です。こちらには直接、水を流さないということで、同意をされています。勾配が付いていますので、青い矢印側には流れないようになっています。以上です。</p> |
| 会長 | ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。 |
| 会長 | それでは、無いようですので、次の説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>それでは、引き続き、農地転用に係る農業委員会の事務処理について説明します。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>まず、申請書の受付は毎月20日を締め切りとしており、締切日の翌日から起算して3週間以内に意見書を添付して県に送付するということになっております。総会で審議した結果、「異議なし」となった場合、「適当であると認める」と意見書に記載して、県に送付するということとなります。次に、申請書の締切日から3週間以内ということで、翌月の上旬に総会を開催しております。この総会の中で、立地基準と一般基準の両方に適合しているかを確認し、許可相当で</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>あるかを毎月審議しています。立地基準は、申請農地の営農条件及び、周辺の市街地など法令等における許可基準を、事務局で確認しております。一般基準は、農地転用の確実性や、周辺農地等への被害の防除措置の妥当性などです。転用の経緯、計画の妥当性、確実性の確認、周辺農地への営農条件への支障の有無などについて、各農業委員に申請者本人等への聞き取り調査、現地確認を依頼し、総会で報告していただいております。これらの立地基準や一般基準を総会で審議した後、皆様のご意見をまとめさせていただいて、意見書を作成します。その農業委員会の意見書を、申請書及び申請者から提出された書類に同封し、県へ送付いたします。</p> <p>提出書類は①から⑩までに記載している書類になります。①から⑨はすべてに共通する書類です。⑩は状況により提出しなければならない書類として、取水・排水関係の同意書、一時転用の場合は農地復元計画書、隣接農地の耕作者の同意書等になります。もし、隣接耕作者の同意が得られない場合は、農業委員会は申請者に対して同意を得るように指導をしますが、協議を重ねても同意が得られない場合はその経緯書を添付するということになっております。これらの①から⑩の書類を、毎月20日から3週間以内に県へ送付します。</p> <p>以上が農地転用に係る業務の内容であり、今回、改めてご説明いたしました。</p> |
| 会長 | ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。 |
| 会長 | それでは、無いようですので、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。 |
| 事務局 | <p>議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号4番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は287㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p> |

| | |
|------|--|
| 会長 | それでは、受付番号4番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。 |
| 〇〇委員 | それでは、報告致します。位置図の2ページをご覧ください。譲渡人の〇〇さんの土地である申請地の〇〇462があります。譲受人の〇〇さんが長年、耕作されてきました。今回、〇〇さんが〇〇さんに無償で贈与を行う旨の申出がありました。申請地の隣の461番地が、譲受人の〇〇さんの土地で、461と462は同じ水田として耕作されていまして、排水等も整備されており現在も使用できる状況でありますので、よろしくお願いいたします。以上です。 |
| 会長 | ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。 |
| 会長 | 無いようですので、「異議なし」として議案第15号については「承認」としてよろしいですか。 |
| 全委員 | 異議なし。 |
| 会長 | それでは「異議なし」として、議案第15号については「承認」といたします。続いて、議案第16号「農地法第5条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。 |
| 事務局 | <p>議案第16号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号26番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇、賃貸人が〇〇さん、〇〇さんの2名です。申請地は、〇〇776-1外3筆で、地目は田、4筆の合計面積が14,526㎡、砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図については、3ページから6ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p> |
| 会長 | それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号26番について、調査報告をお願いします。 |

| | |
|------|---|
| 〇〇委員 | 譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さんが、〇〇776-1で、面積3,823㎡、〇〇さんが、〇〇777-1外2筆で面積10,703㎡、4筆の合計面積が14,526㎡です。〇〇さんにお話を伺ってきました。〇〇さんは〇〇に耕作を委託されています。今回、業者から砂利採取のお話をいただいて、田んぼの形も営農組合が耕作しやすいように直してほしいということで、了解されました。場所は〇〇のすぐそばですので、周辺に迷惑がかからないようにしてほしいとお願いしてきました。よろしく申し上げます。以上です。 |
| 会長 | それでは、ただいまの件について、ご質問等はありませんか。 |
| 会長 | 無いようですので、「異議なし」として議案第16号については「承認」としてよろしいですか。 |
| 全委員 | 異議なし。 |
| 会長 | それでは「異議なし」として、議案第16号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。今回、協議事項はありません。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。 |
| 事務局 | 報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地証明書について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項 |
| 会長 | それでは、ただいまの件について、ご質問等はありませんか。 |
| 〇〇委員 | 質問ですが、非農地証明書の案件は農地転用の所であがってくるのかと思いますが、今回は非農地証明書を出して、宅地に申請されるということですか。 |
| 事務局 | 普通は、家が建っているということであれば、違反転用ということで、始末書を付けて4条又は5条申請ということになりますが、今回のケースは農地法が施行される前の、税務課の課税台帳等で確 |

| | |
|------|---|
| | <p>認をしましたが、大正 15 年頃からすでに家が建っているということで、非農地証明願という形で申請があったものです。</p> |
| 〇〇委員 | <p>この後、宅地に申請されるということですか。</p> |
| 事務局 | <p>はい。法務局で地目を宅地に変更されます。</p> |
| 〇〇委員 | <p>わかりました。ありがとうございました。</p> |
| 会長 | <p>他に何かありませんか。</p> |
| 〇〇委員 | <p>先ほどの業務報告の中にありました 8 月 28 日の富山県女性農業委員総会に、私も参加させていただきましたので、その報告をさせていただきます。女性農業委員は各市町村から必ず出ているということではないので、出ておられない所もありましたが、たくさんの方が出席されている市町村もあり、これまでは立山町からは 5 名出席されていました。しかし、今期は 5 名から 3 名になるなどで、前期の 31 名から、今期は 28 名と少なくなりました。皆でこれからも女性農業委員が増える様がんばりましょうということでしたので、よろしくをお願いします。</p> |
| 会長 | <p>他に無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。</p> |
| 職務代理 | <p>ご苦労様です。本日も慎重審議ありがとうございました。まだまだ暑い日も続き、これから農繁期も続きます。皆さん、健康に留意されて、安全にも注意されて作業をされますようお願いします。以上をもって 9 月の総会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。</p> |
| | <p>— 9 月総会終了 —</p> |

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和2年9月2日

会長 宇 川 傳 治

議事録署名委員 4番 坂 田 信 一

5番 日 光 善 治